

事務連絡
令和2年7月4日

健康保険組合 御中

厚生労働省保険局保険課

災害により被災した被保険者等に係る一部負担金等
及び健康保険料の取扱い等について

標記については、これまでも周知してきたところですが、災害等による被災世帯の健康保険被保険者及び被扶養者（以下「被災被保険者等」という。）に係る一部負担金等並びに被災事業所等に係る健康保険料の取扱い等について、下記のとおり、改めて周知することとしましたので、よろしくお取り計らいください。

記

- 1 一部負担金等の徴収猶予及び減免について
健康保険制度においては、災害その他の特別の事情がある被保険者に対し、健康保険法（大正11年法律第70号）第75条の2及び第110条の2の規定に基づき、保険者の判断により、一部負担金等の徴収猶予及び減免を行うことができることとされており、その被害状況に応じて適切な措置を講じられたいこと。
- 2 保険料の納期限の延長及び納付猶予について
被災した任意継続被保険者に対する保険料の納期限の延長及び納付猶予についても、その被害状況に応じて適切な措置を講じられたいこと。
- 3 被保険者証の取扱いについて
被保険者証等を紛失した場合等の取扱いについても、申請に応じ速やかに再交付を行うなど、適切に対応されたいこと。
また、被保険者証等の紛失等により、保険医療機関等に提示できない場合においては、氏名、生年月日及び事業所名を保険医療機関等の窓口で申し立てることにより、受診できる取扱いが講じられていること。
- 4 保険給付費等の支払いについて
被災した被保険者から給付費等の申請があったときは、速やかに審査の上、支払いを行うこと。
- 5 その他
上記の1又は2の措置を講ずる場合については、被災被保険者等に対する周知徹底に努めていただきたいこと。
また、上記3について、被災被保険者等への周知徹底に努めていただきたいこと。

7月4日9時30分公表

令和 2 年 7 月 4 日
内閣府（防災担当）



永田クラブ、経済研究会、国土交通記者会へ貼り出し

令和 2 年 7 月 3 日からの大雨による災害にかかる
災害救助法の適用について【第2報】

1. 災害の概要

令和 2 年 7 月 3 日からの大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、熊本県及び鹿児島県は8市7町5村に災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【熊本県】 八代市 (やつしろし) 人吉市 (ひとよしし) 水俣市 (みなまたし) 上天草市 (かみあまくさし) 天草市 (あまくさし) 葦北郡芦北町 (あしきたぐんあしきたまち) 葦北郡津奈木町 (あしきたぐんつなぎまち) 球磨郡錦町 (くまぐんにしきまち) 球磨郡多良木町 (くまぐんたらぎまち) 球磨郡湯前町 (くまぐんゆのまえまち) 球磨郡水上村 (くまぐんみずかみむら) 球磨郡相良村 (くまぐんさがらむら) 球磨郡五木村 (くまぐんいつきむら)	7月4日	令和 2 年 7 月 3 日からの大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行 令第 1 条第 1 項 第 4 号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
球磨郡山江村 (くまぐんやまえむら) 球磨郡球磨村 (くまぐんくまむら) 球磨郡あさぎり町 (くまぐんあさぎりちょう) <u>【鹿児島県】</u> <u>阿久根市</u> (あくねし) <u>出水市</u> (いづみし) <u>伊佐市</u> (いさし) <u>出水郡長島町</u> (いづみぐんながしまちょう)	<p style="text-align: center;">7月4日</p>	<p style="text-align: center;">令和2年7月3日から の大雨による災害により、 多数の者が生命又は身体に 危害を受け、又は受けるおそ れが生じており、継続的に救 助を必要としている。</p>	<p style="text-align: center;">災害救助法施行 令第1条第1項 第4号適用</p>

2. これまでにとられた措置

- ・ 避難所の設置等

本件問合せ先
 内閣府政策統括官(防災担当)付
 参事官(被災者生活再建担当)付
 阿部、横田、森戸、柚上、山地
 TEL 03-5253-2111 (内線51276)
 03-3503-9394 (直通)